

福岡市高齢者居住安定確保計画改定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市における住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者の「住まい」に係る施策を総合的かつ計画的に推進する「福岡市高齢者居住安定確保計画」を改定するために、福岡市高齢者居住安定確保計画改定検討委員会を設置するもの。

(所掌事項)

第2条 委員会は、福岡市高齢者居住安定確保計画の改定に係る以下の事項について検討を行う。

- (1) 現計画の検証
- (2) 高齢者及び高齢者の住まいに関する現状と課題
- (3) 高齢者の居住の安定確保に係る対応の方向性
- (4) 基本目標とその実現に向けた施策展開
- (5) その他計画の改定に必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に定める者により構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として計画改定までとする。

(組織)

第5条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、事務局が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を、住宅都市局住宅部住宅計画課に置く。

- 2 事務局を統括するため事務局長を置き、住宅都市局住宅部長の職にある者をもってあてる。

(実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附則

この要綱は平成29年12月5日から実施する。

(別表) 委員名簿

職 名	氏 名
久留米大学人間健康学部総合子ども学科 学部長	濱崎 裕子
九州大学大学院人間環境学研究院 准教授	志賀 勉
(公社) 福岡県宅地建物取引業協会 会長	加藤 龍雄
(独) 都市再生機構九州支社 住宅経営部 担当課長 (ウェルフェア)	岡本 章吾
サービス付き高齢者向け住宅事業者協会福岡支部 支部長	穂満 光男
(公社) 福岡県社会福祉士会 高齢者委員会担当理事	原口 崇
(社福) 福岡市社会福祉協議会 地域福祉部長	藤田 博久

事務局（市内部の検討メンバー）

職 名	氏 名
住宅都市局住宅部長	萩尾 雅典
保健福祉局高齢社会部長	高木 三郎
保健福祉局高齢社会部 高齢社会政策課長	田久保 義隆
保健福祉局高齢社会部 地域包括ケア推進課長	中藺 泰浩
保健福祉局高齢社会部 高齢者サービス支援課長	大久保 治郎
住宅都市局住宅部住宅管理課長（管理・調整担当）	秋吉 尚志
住宅都市局住宅部住宅計画課長	柴田 桂